

議第37号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第1号中「36,480円」を「39,600円」に改め、同項第2号中「49,612円」を「53,856円」に改め、同項第3号中「54,720円」を「59,400円」に改め、同項第4号中「65,664円」を「71,280円」に改め、同項第5号中「72,960円」を「79,200円」に改め、同項第6号中「80,256円」を「87,120円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を削り、「をいう」を「(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする)」に改め、同項第7号中「98,496円」を「106,920円」に改め、同項第8号中「116,736円」を「126,720円」に改め、同項第9号中「134,976円」を「146,520円」に改め、同項第10号中「153,216円」を「166,320円」に改め、同項第11号中「171,456円」を「186,120円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度」に、「32,832円」を「35,640円」に改める。

第19条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

別表区分の欄中「第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設」の右に

「又は法第107条第1項の規定に基づく介護医療院」を、「第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設」の右に「又は法第107条第2項の規定に基づく介護医療院」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この条例の施行の日から平成30年5月31日までの間に保険料の賦課期日が到来する者について、法第140条第1項若しくは第2項又は改正後の条例第8条第1項の規定により徴収する保険料に係る保険料率の区分（改正後の条例第4条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分をいう。）は、介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）による改正後の介護保険法施行令第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額及び改正後の条例第4条第1項第6号アに規定する合計所得金額に代えて、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を用いて判定する。

提案理由

平成30年度から平成32年度までの保険料率を定める等の必要があるので提案する。